

13 環境省 特区臨時提案 再検討要請回答

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|---------|
| 管理コード | 130010 | プロジェクト名 | |
| 要望事項 (事項名) | 優良浄化槽に対する法定検査の簡素化 | 都道府県 | 島根県 |
| | | 提案事項管理番号 | 0002010 |
| 提案主体名 | 島根県 | | |

| | |
|-------------|--|
| 制度の所管・関係府省庁 | 環境省 |
| 該当法令等 | 浄化槽法第11条 |
| 制度の現状 | <p>第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容 | <p>現行浄化槽法での年1回の法定検査が義務づけられているが、定期的な保守点検、清掃が施されている一定レベル以上の浄化槽については、優良浄化槽と位置づけ、法定検査の猶予を与えることにより、実質的、効率的かつ公平な法定検査受検システムを構築でき、浄化槽維持管理状況の適正化を図る。</p> |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>島根県における法定検査の受検率は約32%と低く、その主な原因は、法律の仕組みから来る「法定検査と保守点検の違い」が浄化槽管理者に理解しづらいことによる。</p> <p>更に、県内全浄化槽に対して、年1回の法定検査を実施できる検査体制が整っておらず、合併処理浄化槽を優先的に実施してきており、法定検査受検拒否の大きな理由である「不公平感」に繋がっている。一方、島根県の浄化槽保守点検業者及び清掃業者のほとんどが(社)島根県浄化槽協会の会員という全国的にも希な地域であり、組織的な体制を構築していることから一定レベルの技術を保っている。</p> <p>法定検査を受検し、定期的な保守点検及び清掃を実施されている優良な浄化槽については、次回の年1回の法定検査に猶予期間を与えることにより、実質的、効率的かつ公平な法定検査の受検システムを構築でき、また浄化槽管理者自身の適正管理の意識向上にも繋がるとともに、県内全ての浄化槽管理の適正化を図ることができる。</p> |

○各府省庁からの提案に対する回答

| 提案に対する回答 | 措置の分類 | C | 措置の内容 | I |
|---|-------|---|-------|---|
| <p>法定検査の受検率の向上は、全国の都道府県においても大きな課題となっており、適正な維持管理を推進するためその向上が必要である。貴県のような、行政と浄化槽関係の業界が連携を図った浄化槽の維持管理の適正化に向けた取組みについては、当省としても評価している。</p> <p>しかしながら、今回の提案の「法定検査を受検し、定期的な保守点検及び清掃を実施されている優良な浄化槽」であっても、提案されているような、法定検査の実施時期に猶予を与えた場合には水環境保全及び公衆衛生上の問題が生じる可能性が否定できない。また、この緩和によって生じる検査体制の余裕が未受検者の減少に確実につながる論拠に乏しく、提案施策が受検者数を向上させる取組となるかは不明であり、対応することは困難である。</p> <p>法定検査の効率化については、従来から都道府県からの協議を受けて、可能な範囲で合理化を図ってきているところである。例えば、既存の検査方法と生物化学的酸素要求量(BOD)その他必要な項目を含む簡素化した検査を定期的な周期で組み合わせて実施する方法、1次検査としてBODの測定等の検査を行い異常の認められるものについて重点的に外観検査を行う方法等が、都道府県と環境省との協議を踏まえ、いくつかの指定検査機関において実施されている。こうした取組みによって、実際に受検率が大きく向上するなど成果を上げている都道府県もある。貴県におかれても、技術的妥当性を十分検</p> | | | | |

討した上で、法定検査の効率化を図ることのできる余地は十分にあるのではないかと考えられるところであり、その検討に際しては環境省としても協力して参りたい。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

| | | | |
|---|-------------|---|---------------|
| 再検討要請 | | | |
| 右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。 | | | |
| 提案主体からの意見 | | | |
| 本県では、保守点検時に BOD 検査を行っているものが半数以上ある。近年の合併浄化槽は高性能であり、保守点検・清掃を行い適正な維持管理に努めている浄化槽にあつては、浄化槽法第1条にある、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るといふ目的はほぼ果たされているのではないかと考えられる。一律、年 1 回の法定検査よりも日常の保守点検の実施が重要であり、業界等との連携により、未管理浄化槽や法定検査結果が不適正な浄化槽の指導強化を図るとともに、本県の浄化槽設置基数のうち6割を占めている単独槽について、その管理者が合併槽への転換を考える契機としたい。 | | | |
| 再検討要請に対する回答 | 「措置の分類」の見直し | C | 「措置の内容」の見直し I |
| 浄化槽は下水道と同等の汚水処理が可能な恒久的な汚水処理施設として位置づけられており、その機能を発揮させるには保守点検、清掃、法定検査が一体となった適切な維持管理を行うことが重要である。 | | | |
| 保守点検は、微生物により汚水処理が行われている浄化槽の機能を発揮させるため定期的に行うことが必要であり、その実施方法を環境省関係浄化槽法施行規則第2条の保守点検の技術上の基準として定めているところである。たとえ、優良な浄化槽であっても、不適正な維持管理が行われた場合、長期にわたり不適正な処理水が放流され続ける恐れがあるため、定期的に法定検査を行う必要がある。 | | | |
| 法定検査は浄化槽管理者が行う保守点検や清掃が適切に行われていることを第三者の視点から保証するために都道府県知事が指定した検査機関によって実施するものである。貴県のご指摘のように、日常の保守点検は重要であるが、その保守点検が適正に実施されることを担保する為にも法定検査が必要であることをご理解いただきたい。 | | | |
| 現在、受検率が十分とは言えない状況においては、その向上に向け、これまでの効率化の事例や、地域特性、技術的妥当性を十分検討した上で、効率的な検査体制を検討されたい。 | | | |